

2020年6月2日

逗子市

新型コロナウイルス感染症対策

放課後児童クラブの保育料の減免等を行います。

逗子市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、保育所等の保育料を令和2年4月分から減免することを踏まえ、放課後児童クラブの保育料減免や認可外施設の一部の利用者の利用料に対する助成を行います。

① 放課後児童クラブの保育料の減免をします。

- ・緊急事態宣言期間中の4月分、5月分の保育料を、月別の利用日数に応じて減免を行います。
- ・補正予算額 対象児約400人の2カ月分(4・5月分)として613万8,000円

② 認可外施設を利用している一部保護者の利用料を助成します。

- ・幼児教育を目的として認可外施設を利用している保護者には、従前から一切の公的給付制度がないため、緊急事態宣言期間中の4月分、5月分の利用料について、月額1万円を助成します。
- ・補正予算額 対象児10人の2カ月分(4・5月分)として20万円

※市議会第2回定例会での補正予算議決後に正式に決定となります。

本件送信元

教育部保育課保育係 杉山・粟飯原
電話：046-873-1111 内線507・531